

交野市地域公共交通計画策定等支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. プロポーザル実施の目的

本業務は、「交野市地域公共交通計画策定等支援業務委託」に係る契約の相手方となる委託事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法などの必要な事項を定めることを目的とする。

そこで、本プロポーザルに参加する事業者(以下、「プロポーザル参加者」という)から企画提案を募集し、高い専門知識やノウハウを有し、計画策定を効率的かつ効果的に支援できる事業者を、公募型企画提案(プロポーザル)方式により選定することを目的として、提案を募集する。

2. 業務概要

- (1) 業務の名称 交野市地域公共交通計画策定等支援業務委託
- (2) 業務の内容 別紙「交野市地域公共交通計画策定等支援業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という)のとおりである。ただし、契約時における仕様書については、契約候補者として選定された企業等の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 23 日(火)までとする。なお、契約期間は単年度ごととする。
- (4) 業務規模 交野市地域公共交通計画策定等支援業務委託に関する費用は、金額 26,290,000 円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。
※令和 7 年度 : 13,200,000 円(消費税及び地方消費税を含む)は上限とする。
令和 8 年度 : 13,090,000 円(消費税及び地方消費税を含む)は上限とする。

3. 参加要件

- 本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であることとする。
- (1) 本プロポーザル手続き開始日前までにおいて、令和 7 年度交野市競争入札参加資格者名簿(測量・建設コンサルタント等)において、建設コンサルタント業務の登録部門で「都市計画及び地方計画」の登録がある者であること。
 - (2) 公告の時点及びその後契約締結までの間において、大阪府又は交野市の入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
 - (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく交野市の入札参加制限を受けていない者であること。
 - (5) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条の規定に基づく破産手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
 - (6) 本プロポーザル手続き開始日から契約締結の日までの期間において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申し立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を

除く)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 号の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であって、更生計画の認可が決定し、更生計画の認可の決定後、入札参加資格の再認定を受けた者を除く)ではないこと。

(7)過去 2 年間(令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)において、地方公共団体又は地方公共団体が事務局を務める協議会等を元請けとして履行した改正法に基づく「地域公共交通計画」の策定に伴う業務受託実績があること。

(8)この業務を行う期間中、管理技術者(1 名)、主担当技術者(少なくとも 1 名)及び照査技術者(1 名)を配置(各技術者の兼任不可)すること。

4. 選定スケジュール(予定)

実施内容	実施期間
1. 公募開始	令和 7 年 9 月 22 日(月)
2. 質問の受付期限	令和 7 年 9 月 29 日(月) 午後 5 時 00 分まで
3. 質問に対する回答	令和 7 年 10 月 1 日(水)
4. 参加申込書の提出期限	令和 7 年 10 月 3 日(金) 午後 5 時 00 分まで
5. 企画提案書等の提出期限	令和 7 年 10 月 14 日(火) 午後 5 時 00 分まで
6. 1 次審査の結果通知書の通知	令和 7 年 10 月 17 日(金) (予定)
7. 2 次審査(プレゼンテーション)の実施	令和 7 年 10 月 22 日(水) (予定)
8. 審査結果通知	令和 7 年 10 月下旬頃
9. 契約締結予定	令和 7 年 10 月下旬頃

5. プロポーザルに関する質問の受付と回答

- (1)提出書類 質問書(様式 1)
- (2)受付期限 令和 7 年 9 月 29 日(月) 午後 5 時 00 分まで(電子メール)
- (3)提出方法 電子メール(タイトルを「交野市地域公共交通計画策定等支援業務に関する公募型プロポーザルに関する質問」とする)。ただし、送信後に電話にて受信確認を行うこと。
なお、口頭による質問の受付は行わない。
- (4)提出先 交野市都市まちづくり部都市まちづくり課 担当：山下、磯輪
Mail : tosi@city.katano.osaka.jp
電話 : 072-892-0121 (代表)
- (4)回答方法 令和 7 年 10 月 1 日(水)に市ホームページに質問回答を掲載するものとし、口頭による個別対応は一切行わない。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力をを持つものとする。

6. 参加申込書に関する事項

- (1)提出書類

①参加申込書(様式 2)

②会社概要書(様式 3)

- (2)提出期限 令和 7 年 10 月 3 日(金) 午後 5 時 00 分まで(持参、郵送ともに必着)
- (3)提出場所 本要領 13 に掲げる担当課
- (4)提出方法 持参又は郵送(郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内必着)
- (5)提出部数 1 部
- (6)その他 参加申込書提出後に辞退する場合は、令和 7 年 10 月 14 日(火)までに辞退届(任意様式)を提出すること。

7. 企画提案書に関する事項

(1) 提出書類

- ①企画提案申込書(様式 4)
- ②企業の元請実績(様式 5)
- ③予定管理技術者の資格等(様式 6)
- ④予定主担当技術者の資格等(様式 7)
- ⑤予定照査技術者の資格等(様式 8)
- ⑥企画提案書(任意)
- ・業務の実施方針 (A4 版縦長片面で 2 ページまで)
 - ・テーマ別企画提案書 (テーマごとに A4 版縦長片面で 3 ページまで)
 - ・その他独自提案書 (A4 版縦長片面で 3 ページまで)
 - ・業務実施体制図 (A4 版縦長片面で 1 ページ)
 - ・業務工程表 (A4 もしくは A3 版横長片面で 1 ページ)

⑦見積書 様式は任意(ただし、A4 版)

※提出書類⑥については、文字の大きさは 10.5pt 以上とする。図表中の文字の大きさは問わないが、判読困難である場合は、評価の対象外とする。

(2) 企画提案を求めるテーマ

テーマ①: 市民ニーズ及び地域公共交通の利用実態の把握に関する提案

テーマ②: 交野市の地域特性を踏まえた地域公共交通の抱える課題抽出・対応策の検討手法に関する提案

(3) 見積書

見積書は、積算の内訳がわかるように記載すること。なお、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

(4) 企画提案書の作成に係る留意事項

- ・可能な限り具体的な表現方法で記載すること。
- ・業務目的を達成するために合理的かつ効果的な実施方法として、独自に考える提案等がある場合には、それを企画提案書に記載すること。
- ・企画提案書は正本 1 部及び副本 10 部。審査については匿名で実施するため、副本には提案事業者名を記載しないこと。

(5) 提出方法

①提出期限 令和7年10月14日(火) 午後5時00分まで(必着)

なお、期限に遅れた提案書類は、その追加及び修正を含め、いかなる理由があつても受理しない。

②提出場所 本要領13に掲げる担当課

③提出方法 持参又は郵送(郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内必着)

(6)特記事項

①企画提案書の提出時に追加資料の提出を求めることがある。なお、追加資料の提出期限は主催者の指定した日までとする。

②提出された書類は提出期限までは原則改変できるものとする。ただし、改変しようとする場合は、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出期限までに提出すること。

③提出期限後の提出書類の差し替え及び再提出は原則認めない。ただし、組織変更等のやむを得ない場合の変更については可とする。

④別紙仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断で必要と思われる事項があれば、積極的に記載すること。ただし、これに係る経費は、業務委託見積書に含むものとする。

8.企画提案の選考及び受託予定業者の選定

(1)選考の実施

「交野市地域公共交通計画策定等支援業務」はプロポーザル方式により選定を行うため、選定委員会を設置し選考を行う。

(2)評価方法

選定委員会は、参加申込書が提出されたときは、参加資格を審査し、次の各号に掲げるとおり、1次審査及び2次審査を行う。

① 1次審査は、書類審査とし、提出された書類等をもとに審査する。

提出者が4者以上のときは、2次審査に進出できるものを3者以下に選定する。ただし、提出者が3者以下のときは、全提出者を2次審査に進出させることとする。

② 2次審査は、企画提案書をもとにプレゼンテーションによる審査を行う。プレゼンテーションにおける提出者の持ち時間は30分以内とし、15分以内での企画提案書の説明と残りの時間での質疑応答を行うものとする。なお、参加者は3名までとするが、管理技術者は必ず参加すること。プレゼンテーションの方法は問わないが、プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、事前に連絡すること。

③ 委員会は、企画提案及び質疑応答等を審査基準に基づいて評価を行い、1次審査と2次審査における委員会の評価点を合計して順位を決定する。

④ インフルエンザや新型コロナウィルス感染症等の感染症の影響により、委員会において2次審査の開催が困難と判断した場合は、1次審査の評価点により順位を決定する場合がある。

(3)優先交渉権及び交渉順位の確定

委員会は、評価順位が第一位の者を優先交渉権者と確定し、順次、以下の交渉順位を確定する。

① 前項(2)の③もしくは④により決定された評価順位が第一位の者を優先交渉権者として確定する。また、次点者を第二優先交渉権者として確定する。

- ② 提出者が 1 者のみの場合、審査の結果において評価得点が総評価得点の 5 割以上であるときは、当該提出者を優先交渉権者として確定する。評価得点が総評価得点の 5 割に満たない又は提出者がいない場合には、再度公募を実施する。

選考結果は、書面にて郵送で通知する。ただし、選考結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

9. 審査基準

別紙 選考項目及び評価基準等のとおりとする。

10. 業務の契約方法

市は、本要領 8 で選定した第一優先契約候補者と随意契約により契約締結の協議を行う。協議成立後は、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとする。なお、第一優先契約候補者に選定された事業者が辞退した場合、又は参加資格要件等を満たさないと認められた場合は、第二優先契約候補者と契約協議を行うこととする。

また、応募者が一者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が評価基準を満たすと認められる場合は、その事業者を契約候補者として選定し、随意契約により契約締結を行う。

契約に際しての留意事項は、次のとおりとする。

- ① 優先交渉権者は、審査時に提出した配置予定技術者を必ず配置するものとし、当該管理技術者及び主担当技術者の交代については、死亡・傷病・退職等の真にやむを得ない場合を除き、これを認めないものとする。
- ② 優先交渉権者は、審査時に提出した実施方針に基づき、市と協議のうえ、最終の仕様を決定し、業務を実施するものとする。
- ③ 優先交渉権者は、審査時に提出した業務工程表に基づき、市と協議のうえ、最終の工程を決定し、業務を実施するものとする。

11. 参加者の失格等

プロポーザル参加者が、以下のいずれかに該当する場合には、提出書類(参加申込書等)を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- ①提出期限を過ぎて提出された場合
- ②提出書類の提出方法、提出先、提出期限等、実施要領及び作成要領等に適合しない場合
- ③提出書類の記載事項に虚偽の記載があった場合
- ④技術提案に重大な誤脱があった場合
- ⑤見積書に提示された金額が契約限度額を超過した場合
- ⑥プレゼンテーション審査に出席しなかった場合
- ⑦審査結果に影響を与えるような行動をとる等、選定における公平性を害する行為があった場合
- ⑧本要領 3 に示す参加資格要件を欠くことになった場合
- ⑨その他、参加や提案にあたり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

12. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 審査方法、審査内容及び審査結果等の審査に関する異議は認めない。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 提出後の書類などの修正等は、提出期限内においてのみ可能とし、提出期限後での差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出書類に虚偽の記載を行った場合、失格となるとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (7) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出するものとするが、この手続きにより辞退した者については、これを理由として以降の入札や契約等において不利益な取り扱いを受けるものではない。
- (8) 適正な審査が行えないと認められる場合や、交野市地域公共交通会議又は交野市のやむをえない事情が生じたときは、手続き等を延期し、中止し又は取消しをすることがある。この場合においても、交野市は損害賠償を行わない。
- (9) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- (10) 提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- (11) 提出のあった企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて当市から疑義事項の照会を行うことがある。
- (12) 市は、提出された資料について、交野市情報公開条例(平成10年10月条例第21号)の規定に基づく請求により、第三者に開示することができるものとする。ただし、当該法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報等については、非公開とする場合がある。
- (13) 審査及び選定の終了後、契約締結までの間に、優先交渉権者について、参加資格要件を満たさない又は満たさない事実が判明したときは、契約を締結しないものとし、また、契約締結後については、契約を解除することがある。

13. 担当部局

連絡先 交野市役所 都市まちづくり部 都市まちづくり課
住 所：〒572-8501
大阪府交野市私部1-1-1
電 話：072-892-0121 (代表)
F A X：072-893-2636
e-mail：tosi@city.katano.osaka.jp